

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20230106	旭陸運株式会社(法人 番号9180001014007) 代表者野木智雄	愛知県名古屋市内北頭 町一丁目13-5	本社営業所	愛知県名古屋市内要町 3-16-1	輸送施設の使用停止 (140日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年3月8日及び令和4年9月1日、監査方 針に基づき、監査を実施。16件の違反が認めら れた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動 車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事 業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画 事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規 則第7条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違 反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1 項第3号)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第6項)、(7)定期点検未実 施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の2)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、 (9)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(10)点 呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第5項)、(11)乗務等の記録 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、 (13)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、 (14)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第23条第1項)、(15)運行管 理規程の記載事項不適切(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第21条第1項)、(16)事業報告 書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運 送事業法第60条第1項)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20230111	株式会社ワイエム（法人番号 4180001090192）代表 者小守康之	愛知県名古屋市西区あし 原町294	本社営業所	愛知県名古屋市西区あし 原町294番地	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年5月20日及び令和4年6月6日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
3	20230112	宮運輸梱包有限会社 (法人番号 7180002019527) 代表 者須田隆幸	愛知県名古屋市中川区野 田3-18	本社営業所	愛知県名古屋市中川区本 前田町227番地	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年6月24日、関係機関からの情報を端緒 として、監査を実施。13件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送 事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計 画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施 行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画事後届 出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7 条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反(貨 物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第 3号)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項)、(8)点呼の 記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録記載 事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第8条)、(10)運転者台帳の記載事項等不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第 1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性 診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第2項)、(13)運行管理補助者の要件 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18 条第3項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20230112	株式会社MONOLITH (法人番号 5180001138429) 代表 者木坂健二	愛知県名古屋市区あし 原町305番地	本社営業所	愛知県名古屋市区あし 原305 101	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年5月20日、監査方針に基づき監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	2	2
5	20230113	野坂運輸有限会社(法人 番号 1080102014666) 代表 者野坂五十	静岡県富士市今泉字三条 355-5	本社営業所	静岡県富士市今泉字三条 355-5	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和4年6月2日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20230113	有限会社吉田鋼業（法人番号1180302027128）代表者吉田一治	愛知県西尾市東幡豆町日影35	本社営業所	愛知県西尾市東幡豆町日影35	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年6月7日及び令和4年6月17日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
7	20230113	株式会社レバルトップ（法人番号8180001131901）代表者服部真和	岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田11023番地	株式会社レバルトップ営業所	岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田11023番地	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告及び文書勧告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年7月1日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(10)法人の役員等の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)、(11)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20230113	株式会社インカワ（法人番号1080401020951）代表者石川貴久	静岡県掛川市板沢211番地の2	本社営業所	静岡県掛川市板沢211番地の2	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年6月13日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20230113	伊藤運輸株式会社（法人番号 6180001091577）代表 者伊藤寛志	愛知県半田市乙川一色町 4番地	半田営業所	愛知県半田市日東町1番 21号内	輸送施設の使用停止 （70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年6月15日及び令和4年8月10日、監査 方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物 自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4 号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修 受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及 び第2項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運 行記録計による記録義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の 作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導 監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対す る指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対 する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第2項)	7	7
10	20230117	大興運輸株式会社（法 人番号 8180301014153）代表 者河井康司	愛知県刈谷市新栄町2-38	半田支店	愛知県半田市州の崎町2- 136	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和4年12月20日、重傷事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。1件の違反が認め られた。(1)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第 1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
11	20230120	和孝運輸有限会社（法人番号 4180002007443）代表 者大橋寛子	愛知県名古屋港区小賀 須3-1205	本社営業所	愛知県名古屋港区小賀 須3-1205	輸送施設の使用停止 （150日車）及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年6月28日及び令和4年7月19日、監査 方針に基づき、監査を実施。15件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物 自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4 号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、 (5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)点呼 の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録 記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8 条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運 転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者 台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運 転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の 運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、 (14)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第23条第1項)、(15)事業報 告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車 運送事業法第60条第1項)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20230125	ひまわり運輸株式会社 (法人番号 5210001011887) 代表 者佐治寛栄	福井県越前市四郎丸町 65-1-1	本社営業所	福井県越前市四郎丸町6 5字宿之下1番地1	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年6月15日及び令和4年6月22日、公安 委員会からの通知を端緒として、本店営業所 に対して監査を実施。18件の違反が認められ た。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車 運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事 業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画事 後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則 第7条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反 (貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項 第3号)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の 実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(9)点 呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録記載事 項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(11)運行記録計による記録義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9 条)、(12)運転者台帳の作成義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、 (13)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、 (14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2 項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第2項)、(16)運行管理者に対する指導監 督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第22条)、(17)運行管理者の選任解任届出違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19 条)、(18)事業報告書及び事業実績報告書未提 出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13	20230125	株式会社ユーエスロジテック(法人番号6200002011572) 代表者宇野正	岐阜県羽島市正木町須賀小松405番地	本社営業所	岐阜県羽島市正木町須賀小松404番地	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和4年6月13日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	12	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
14	20230125	株式会社松島運送（法人番号 5190001003037）代表 者松島済	三重県津市雲出伊倉津町 1885-1	本社営業所	三重県津市香良洲町字海 面高砂3952-28	輸送施設の使用停止 （100日車）及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年7月4日、監査方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書及び写しの保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。